



(写真) 大統領府 “2023年10月に与野党が合意したバルバドス合意が順守されているかどうか考察”

バルバドス合意の順守考察

合意順守の認識が大統領選のカギ

株式会社ベネインベストメント
松浦 健太郎

大 統領選の開催まで残すところ40日となった。野党および欧米諸国などはマドゥロ政権に対してバルバドス合意の順守を求め、方針転換を要求している。一方、マドゥロ政権側は野党・欧米諸国によるバルバドス合意違反を主張している。

お互いが主張の根源としているバルバドス合意にはどのような内容が書かれているのだろうか？

本稿では、バルバドス合意の内容を確認し、与野党の主張の妥当性・正当性について考察したい。

バルバドス合意は、2023年10月に与野党協議団が合意したものの。元々は2021年8月に与野党協議団が「覚書」を締結しており、当時の覚書を基盤として、「大統領選のための合意」としてバルバドス合意を締結した。

与野党・国際社会は「バルバドス合意」の順守を求めており、このバルバドス合意が順守されているかどうかは大統領選成否のカギになる。

本稿では、バルバドス合意に何が書かれているのかを確認し、与野党の主張の妥当性と合意の順守について考察したい。

バルバドス合意 翻訳

合意

以下はバルバドス合意の内容の日本語訳である。

オリジナルの合意文は分かりにくい表現が多く、読みやすくするため直訳にはなっていないので、予めご了承いただきたい。

なお、文中の赤字部分はバルバドス合意の順守について争点になりやすい点である。

選挙参加保証と政治権利の促進に関する部分的合意

「ベネズエラ政府」および「統一プラットフォーム」の双方は、2021年8月13日にメキシコのメキシコシティにて署名した覚書に合意する。

(双方は)ベネズエラ憲法と選挙組織法その他関連法律に準じて行動する。

(双方は)包括的な民主主義、容認文化、共存の精神の繁栄を約束する。

(双方は)憲法規定に則った選挙プロセスを実施するべく、必要な合意を交わす意思を示す。

(双方は)ベネズエラ、国家、政府組織に対する政治的な暴力を拒絶する。

(双方は)前述の覚書の「一般条項」第2条および本合意の第1項・第2項に従い、全ての人の政治権利と選挙参加を保証する。

第1項: 双方は、憲法とベネズエラ法に準じた形で、大統領選候補に選ばれた夫々の政治アクターを各自の内部メカニズムに従い自由に選ぶことが出来る。

第2項: 双方は、憲法と選挙法に基づき全ての人の政治権利と選挙参加を保証するために、次の大統領選において選挙管理委員会(CNE)を憲法に定められた選挙プロセスの実行体とすることを認識し、共に活動する。

第3項: この合意で言及する全ての政治アクターの選挙参加の保証は以下の点を含む。

1. 憲法のスケジュールに従い、大統領選を2024年後期に行うことを提案する。

2. 選挙有権者登録の実行は以下を含む

- (1) 特別な有権者登録・更新期間を設ける**
- (2) 有権者登録・更新のためのキャンペーンを行う**
- (3) 政治アクターの保証人立ち合いの下で、全国に有権者登録・更新のための施設を設置する。**
- (4) 身分証明書(セドゥラ)の発行プロセスを全国で行い、法律に従いセドゥラ発行の特別オペレーションを行う。**
- (5) 憲法と選挙法に基づき、外国での有権者登録・更新期間を設ける。**
- (6) 亡くなった人の有権者登録の抹消作業を行う。**

3. ベネズエラの法律に従い、有権者登録を含むベネズエラの選挙システムに関して国内外の選挙監視団、全ての政治アクターを含む監査を行う。

4. **大統領選プロセスがベネズエラ憲法と選挙法に厳格に準じ、選挙参加権を阻害していないかを監視するために、欧州連合、国連選挙専門家パネル、アフリカ連合、米州選挙組織ユニオン、カーターセンターらのミッション団を招待する。**
 5. **ベネズエラの憲法と法律に基づき、全ての政治関係者は、外国が介入することなく、選挙が平和的で参加できる環境になるよう選挙に好ましい環境と政治発言を促進する。双方は政治行使に当たり、ベネズエラの平和と領土を揺るがし、国家の権利を侵害する如何なる暴力行為も拒絶する。**
 6. 全ての政治参加者および公務員に対して、選挙法とCNEの決定を尊重するよう要求する。
 7. **憲法の規定に従い、管轄当局は、安全・移動の自由・全ての大統領選候補者が自由に国内を移動し、協議を行う権利を保障する。双方は候補者の安全を脅かす障害を取り除くことを推進する。**
 8. 政治アクターが、憲法の枠組みを逸脱しない、源泉が明確な透明性のある資金集めを行う権利を認識する。
 9. **公的・民間メディアの平等を促進する。同時に法律に従い、全ての候補者が国内外の公共の場やメディア・ソーシャルメディアに平等にアクセスすることを保証する。**
 10. 国内の公的・民間メディア、外国メディア、ソーシャルメディアが選挙報道に参加することを促進する。
- 1 1. **ベネズエラの憲法の原則と法律に準じた、大統領選に参加する要件を満たした全ての大統領選候補者および政党の出馬を促進する。**
 - 1 2. 大統領選の結果を受け入れる。
- 第4項： 双方は、この合意で定める選挙条件が憲法に準じた大統領選スケジュールの全てのプロセスにおいて参照されることを約束する。
- 第5項： 覚書に盛り込まれた合意事項の「7」に従い、双方はこの対話と交渉プロセスの監視と検証のメカニズムを定めた。
- 第6項： 覚書で合意した枠組みにより、双方は包括的な民主主義・容認文化・政治の共存のための対話と交渉プロセスを継続する。同時に人権の尊重と、ベネズエラ国家への制裁を解除する必要性を理解し、国の独立権と自由と自決権と領土保全と自国主権を放棄することができないものであることを理解する。

2023年10月17日 Bridgetown

有権者登録 在外公館での登録作業に疑義

バルバドス合意の赤字部分の争点を順番に確認していきたい。

第3項「2. 選挙有権者登録の実行は以下を含む～」の有権者登録について。CNEは選挙組織法に基づき有権者登録キャンペーンを実施した。

登録会場数が少ないなどの問題はあるつつも「違反」と断定するほどの明確な違反行為は行っていない。

ただし、外国在住ベネズエラ人有権者の登録数が69,211人のみは異常に少ない ([「ベネズエラ・トゥデイ No.1072」](#))。

大使館・領事館など在外公館で登録作業に遅延があったという記事が散見されており、野党側が「合意違反」と主張することは自然なことだろう。

一方で、致命的な登録妨害があったという事実を筆者は認識してはいない。

なお、米国・カナダはマドゥロ政権をベネズエラ政府と認識していないため、在外公館が稼働しておらず、この2国では有権者登録は行われておらず、米国とカナダに住むベネズエラ人有権者は大統領選で投票することはできない。

EU 選挙監視団の招待撤回は野党が原因？

第3項「4. 大統領選プロセスがベネズエラ憲法と選挙法に厳格に準じ、選挙参加権を阻害していないかを監視するために、欧州連合～らのミッション団を招待する」は大きな争点の1つ。

5月28日 CNE は、EU 選挙監視団への招待を取り消すと発表した ([「ベネズエラ・トゥデイ No.1069」](#))。

バルバドス合意には「EU ミッション団の招待」が明記されており、野党・国際社会は合意違反を指摘している。

これに対して、マドゥロ政権側は「EU はベネズエラ政府に対して制裁を科している」と指摘。

第3項「5. ベネズエラの憲法と法律に基づき、全ての政治関係者は、外国が介入することなく～。双方は政治行使に当たり、ベネズエラの平和と領土を揺るがし、国家の権利を侵害する如何なる暴力行為も拒絶する」を引き合いに出し、EU はベネズエラ国家・政府に対して制裁という暴力を働いており、国家の権利を侵害しており、野党側もこの侵害行為を支持していると主張。

野党側のバルバドス合意違反を理由に、EU を選挙監視団として受け入れることはできないと反論している。

なお、バルバドス合意で明記されている EU 以外のミッション団「国連選挙専門家パネル」「アフリカ連合」「米州選挙組織ユニオン」「カーターセンター」には招待を出している。

また、**第3項「5. ベネズエラの憲法と法律に基づき、全ての政治関係者は、～選挙が平和的で参加できる環境になるよう選挙に好ましい環境と政治発言を促進する」**に関して、マドゥロ政権は憎悪を扇動し、国内の治安を脅かしたとして野党関係者の拘束をしており、野党側は「合意違反」を指摘している。

野党側が事実を脚色するなどしてマドゥロ政権側に不利な情報を流すことはあるが、それはお互い様である。マドゥロ政権側が「取り締り」という口実で高圧的な対応をとっている節は否めないだろう。

マドゥロ政権の移動妨害 黒に近いグレー

第3項「7. 憲法の規定に従い、管轄当局は、安全・移動の自由・全ての大統領選候補者が自由に国内を移動し〜」について、マドゥロ政権は、MCM氏が宿泊する施設に対して、「徴税庁 (SENIAT)」を派遣し、何らかの問題を見つけて罰金を要求している。

また、MCM氏の移動に際し、与党支持者や軍部が移動を妨害したという記事が散見される。

普通に考えれば、MCM氏の宿泊後に宿泊先のホテルに SENIAT 職員を派遣するのは「移動の阻害」に当たり「合意違反」と認識できるが、「移動の阻害はしてない」「SENIAT の査察先がたまたま MCM 氏の宿泊先だっただけ」とマドゥロ政権側は主張するだろう。

また、軍部・警察が検問で止めることは通常の交通整理プロセスであり、これが「移動の阻害」に当たるかどうかはグレーな部分ではある。

他、与党支持者による MCM 氏への進路妨害はマドゥロ政権がどこまで関与しているかがポイントになる。マドゥロ政権の明確な関与が確認できない限り「合意違反」と断言することは難しい。

なお、MCM氏は全国を遊説できており、公共の場で選挙演説を行うこともできているため、「マドゥロ政権が野党側の選挙活動の移動、公共の場での集会の実施、関係者の協議を完全に妨害している」とは言えないだろう。

メディアの平等とは？

第3項「9. 公的・民間メディアの平等を促進する。同時に〜」について、エドムンド・ゴンサレス氏が現地メディアのインタビュー番組の対応をマドゥロ政権に妨害されたという指摘がある。

また、マドゥロ政権は頻繁に「暴力的な発言の流布の制限」と称して報道を制限することがある。

これらを踏まえて、野党が「合意違反」と指摘する理由はある。

ただ、筆者は情報発信という意味では、野党側よりマドゥロ政権の方が不利な立場にあると考えている。

ウェブメディア、ソーシャルメディアの多くは MCM 氏・ゴンサレス氏に好意的で、マドゥロ政権に批判的である。

特に外国のメディアで欧米側の主張を報じるメディアは多いが、マドゥロ政権側の主張を報じるメディアは少ない。

メディアが本当の意味でベネズエラの現状を客観的に伝えることが出来ていれば、ベネズエラの問題はもっと解決しやすいものになるだろうが、メディアは欧米の力が強い。

マドゥロ政権は「メディアの不平等を是正するための統制は正当化される」と認識しているのだろう。

ジョリス氏への出馬妨害の有無がポイント

第3項「11. ベネズエラの憲法の原則と法律に準じた、大統領選に参加する要件を満たした全ての大統領選候補者および政党の出馬を促進する」について、野党側は合意違反を指摘している。

理由は、2023年10月の予備選挙で当選したマリア・コリナ・マチャド氏(MCM)が野党統一候補として出馬できなかったため。

また、MCM氏が後任候補に指名したコリナ・ジョリス氏についてもCNEのシステムから「野党統一連合(MUD)」の候補者として出馬申請出来なかった([「ベネズエラ・トゥデイ No.1042」](#))。

一方、マドゥロ政権側はMCM氏について、「行政監督局はMCM氏に公職権停止措置を科しており、MCM氏はベネズエラの法律に準じていないので大統領選に出馬できない」と反論。

コリナ・ジョリス氏については「野党が出馬申請をしなかっただけで、候補者の自由な選出を阻害していない」と主張している。

コリナ・ジョリス氏に関しては、与野党双方の意見が完全に衝突しており、与党側が嘘を言っているようにも思えるが、この点は決着が付いていない。

ただし、最終的にエドムンド・ゴンサレス候補がMUDから出馬したことで本件に関する議論は収まっている。

与野党 相互容認・共存精神が欠如

バルバドス合意の内容を精査した限りでは、野党が「マドゥロ政権はバルバドス合意を違反した」と主張するだけの理由と正当性は存在する。

大統領選でゴンサレス候補が敗北した場合、野党は、マドゥロ政権側のバルバドス合意の違反を理由に「自由で平等な選挙ではなかった」と主張し、「選挙結果を認めない」と言うことは可能であり、欧米諸国が野党側の主張を支持するだけの理由はあるだろう。

一方、マドゥロ政権側は、彼らの理論と解釈の下で「バルバドス合意は違反していない」と主張できる範囲内で行動している印象がある。

「EU選挙監視団への招待を撤回したのは野党側が先に合意違反をしたから」と指摘しており、マドゥロ政権側も野党の合意違反を訴え返すことになるだろう。

また、そもそも制裁を科し、マドゥロ政権の政権運営能力を阻害している状態で、自由で平等な選挙を求めるのは平等ではないように感じる。

結局のところ、バルバドス合意は、双方が双方の解釈の下で「相手の合意違反」を主張し合い、相手を批判する材料として使用する「絵に描いた餅」のような合意になっているというのが現実だろう。

少なくとも、バルバドス合意の冒頭で謳われている「容認文化、共存の精神の繁栄を約束する」が守られていないことは間違いない。

以上